

令和4年12月1日

保護者様

川口市教育委員会教育長

中学校における部活動の任意加入制について（通知）

保護者の皆様には、平素より本市の教育活動にご理解ご協力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、中学校における部活動の在り方については、子供が地域でスポーツや文化的活動に親しむことのできる環境の構築や、教員の働き方改革等の観点から、現在、休日の地域への移行について全国的に検討が進められており、本市においても、本年度より「部活動の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、検討を進めているところでございます。

学校教育における部活動は、中学校学習指導要領総則において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」と記されているように、生徒の自主的な活動として位置づけられております。

つきましては、本市中学校における部活動への加入について、下記の通り**令和5年度より、全校任意加入制**といたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、今後学校を通じて連絡をさせていただきます。

記

1 中学校における部活動加入について

令和5年度より全校で任意加入制といたします。

2 市内大会の在り方について

今後、国や県の示す方針に沿って、対応を進めて参ります。

3 埼玉県公立高等学校入試等について

県公立高等学校入試は、学力検査等の結果と調査書の内容を総合的に評価し、合否が決定される制度となっております。

部活動において「県大会出場」等の成績を挙げた場合、調査書の「特別活動等の記録」という欄に記載され、各高等学校の選抜基準に従って取扱われます。

なお、部活動へ入部していないことで不利になる（減点される）ことはありません。

※県内各公立高等学校における選抜基準につきましては、下記

URL又はQRコードからアクセスし、ご確認ください。

pref.saitama.lg.jp/f2208/r5senbatsu-kijun.html

※調査書：学校での学習の記録や出欠の記録、特別活動等の記録

（部活動・生徒会活動等の記録）などがまとめられたものです。

入試の際、調査書は所属校から志望する学校へ提出されます。

4 その他

部活動を理由に指定校変更している（する）場合、原則3年間継続して活動することとなります。

ただし、現在小学校6学年に在籍しており、すでに部活動による指定校変更の手続きを行っている児童で、この度の任意加入の通知を受け、部活動による指定校変更を取り下げの希望がある場合は、**令和4年12月23日（金）までに**、教育委員会学務課学事係へご連絡ください。

